

令和7年度 水質検査計画



佐野市水道事業

■水質検査計画とは

水質検査は、水道水の水質基準に適合し安全であることを保障するために重要であり、水道水の水質管理の中核をなすものです。水道法施行規則第 15 条第 6 項の規定に基づき、水源の状況、浄水処理方法、配水状況等を踏まえて水質検査計画を策定しました。

水質検査は、水道法第 20 条第 1 項で実施が義務付けられています。水質管理の上では水道水の安全性を確保する重要な意味を持ち、適正な実施が求められています。

佐野市水道事業は、この計画に基づいて年間の水質検査を実施いたします。また、実施した水質検査の結果を公表します。

■水質検査計画の内容

1	基本方針	・・・・・・・・ P 1
2	水道事業の概要	・・・・・・・・ P 1
3	原水及び水道水（浄水）の水質状況	・・・・・・・・ P 3
4	水質検査地点	・・・・・・・・ P 3
5	水質検査項目及び検査頻度	・・・・・・・・ P 4
6	水質検査の方法	・・・・・・・・ P 5
7	臨時の水質検査	・・・・・・・・ P 6
8	水質検査計画及び結果の公表	・・・・・・・・ P 6
9	水質検査の精度と信頼性保証	・・・・・・・・ P 7
10	関係者との連携	・・・・・・・・ P 7

■別表

表 1	水質検査の採水地点〔原水・浄水〕	・・・・・・・・ P 8
表 2	毎日検査の採水地点	・・・・・・・・ P10
表 3	クリプトスポリジウム等原虫検査井戸	・・・・・・・・ P11
表 4	水質基準項目 法令に基づく水質検査表〔原水・浄水〕	・・・・・・・・ P12
表 5	水質管理目標設定項目 水質検査表〔原水・浄水〕	・・・・・・・・ P14
表 6	水質管理目標設定項目(農薬類 115 項目)	
	水質検査表〔原水〕	・・・・・・・・ P15
表 7	毎日検査 水質検査表〔浄水〕	・・・・・・・・ P19
表 8	クリプトスポリジウム指標菌検査表〔原水〕	・・・・・・・・ P19
表 9	クリプトスポリジウム等原虫検査表〔原水〕	・・・・・・・・ P19
表 10	水道水中の放射性物質検査表〔浄水〕	・・・・・・・・ P19
表 11	令和 7 年度 水質検査予定箇所表	・・・・・・・・ P20

1 基本方針

(1) 水質検査概要

水質検査は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、毎日検査、水道水質管理上留意すべき事項として示されている水質管理目標設定項目、耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウムに対する指標菌検査及びクリプトスポリジウム等の原虫検査を行います。

検査の頻度は、水道法及び検査する項目のこれまでの検出状況等を考慮して定めます。

(2) 水道水中の放射性物質検査

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、放射性物質が拡散しました。水道水の安全性を確認するため各浄水場で、定期的に検査を実施します。検査の頻度及び項目は、環境省の「水道水中の放射性物質に関する指標等の取扱い等について(平成23年健発第0404第4号)」や「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて」等に従い、これまでの検出状況等を考慮して定めます。

2 水道事業の概要

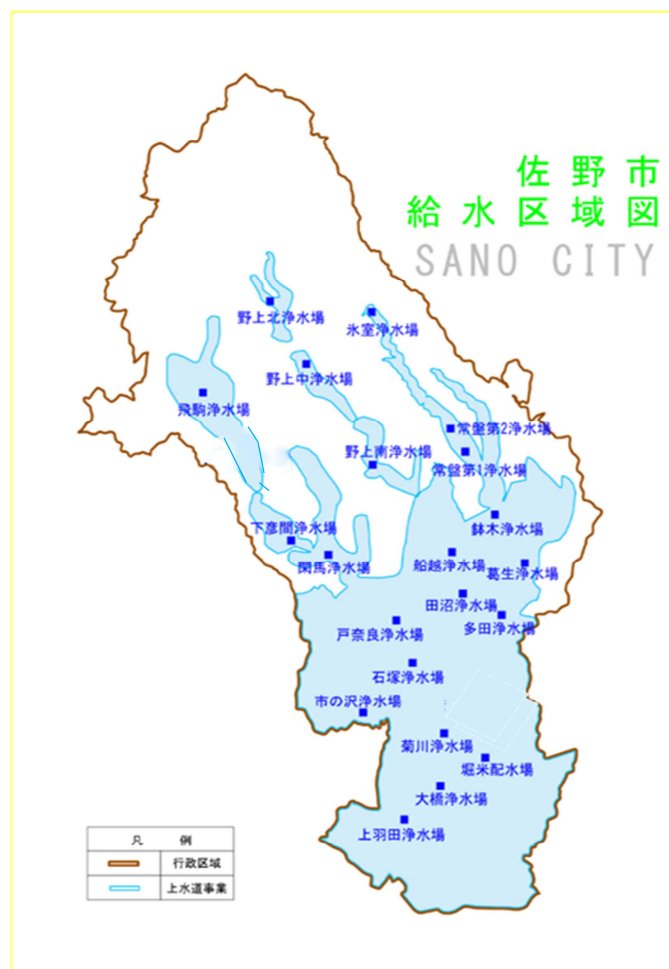
(1) 給水状況(令和5年度末現在)

- ① 給水区域 佐野市区域内(一部の地域を除く)
- ② 給水人口 111,880 人
- ③ 普及率 98.57 %
- ④ 1日最大配水量 48,026 m³
- ⑤ 1日平均配水量 45,459 m³
- ⑥ 総配水量 16,637,889 m³

(2) 浄水場施設の概要(認可値)

名 称	所在地	水源の種別	施設能力 (m ³ /日)	浄水処理方法
大橋浄水場	佐野市大橋町	地下水(深井戸・浅井戸)	13,939	紫外線照射処理 塩素消毒
菊川浄水場	佐野市堀米町	地下水(深井戸・浅井戸)	15,337	紫外線照射処理 塩素消毒
石塚浄水場	佐野市石塚町	地下水(深井戸)	4,626	塩素消毒のみ
市の沢浄水場	佐野市赤見町	地下水(深井戸)	1,642	塩素消毒のみ
上羽田浄水場	佐野市上羽田町	地下水(深井戸)	1,685	塩素消毒のみ
田沼浄水場	佐野市戸室町	地下水(深井戸・浅井戸)	4,989	紫外線照射処理 塩素消毒
多田浄水場	佐野市多田町	地下水(深井戸・浅井戸)	3,585	紫外線照射処理 塩素消毒

名 称	所在地	水源の種別	施設能力 (m ³ /日)	浄水処理方法
戸奈良浄水場	佐野市戸奈良町	地下水（深井戸）	2,456	塩素消毒のみ
船越浄水場	佐野市船越町	地下水（深井戸）	1,203	塩素消毒のみ
閑馬浄水場	佐野市閑馬町	地下水（深井戸）	1,101	紫外線照射処理 塩素消毒
下彦間浄水場	佐野市下彦間町	地下水（深井戸）	359	塩素消毒のみ
飛駒浄水場	佐野市飛駒町	地下水（深井戸）	655	塩素消毒のみ
野上南浄水場	佐野市長谷場町	地下水（深井戸）	322	塩素消毒のみ
野上中浄水場	佐野市作原町	地下水（浅井戸）	90	膜ろ過処理 塩素消毒
野上北浄水場	佐野市作原町	地下水（浅井戸）	145	膜ろ過処理 塩素消毒
葛生浄水場	佐野市葛生東	地下水（深井戸）	1,400	塩素消毒のみ
鉢木浄水場	佐野市鉢木町	地下水（深井戸・浅井戸）	2,635	塩素消毒のみ
常盤第1浄水場	佐野市豊代町	地下水（深井戸・浅井戸）	637	塩素消毒のみ
常盤第2浄水場	佐野市牧町	地下水（深井戸・浅井戸）	475	塩素消毒のみ
水室浄水場	佐野市水木町	地下水（浅井戸）	474	塩素消毒のみ



3 原水及び水道水（浄水）の水質状況

(1) 原水の状況

本市の水源は地下水を使用しています。ろ過等の処理を行わずとも水質検査基準に適合した検査結果となっています。クリプトスポリジウム等原虫検査においてクリプトスポリジウム等原虫は検出していませんが、一部の水源においてクリプトスポリジウム指標菌を検出したことがあります。

(2) 水道水（浄水）の状況

原水の状況のとおり、水道水（浄水）は水質基準を全て満たしており、安全で良質な水をお届けしております。

4 水質検査地点

(1) 水道法上義務付けられている検査

水質基準項目検査の検査地点は原水 51 箇所（表 1）、浄水 20 箇所（表 1）です。
毎日検査の検査地点は 25 箇所（表 2）です。

(2) 水質管理上実施する検査

水質管理目標設定項目検査の検査地点は原水 20 箇所（表 1）、浄水 20 箇所（表 1）です。

(3) クリプトスポリジウム等原虫検査

クリプトスポリジウム指標菌検査の検査地点は原水 51 箇所（表 1）です。

クリプトスポリジウム・ジアルジア原虫検査の検査地点は原水 33 箇所（表 3）です。

（表 1 の原水 51 箇所の内、過去にクリプトスポリジウム指標菌が 1 度検出され、再検査時にも検出された水源について、クリプトスポリジウム・ジアルジアの原虫検査を行います。また新たに指標菌が検出された水源については随時原虫検査を実施致します。）

(4) 水道水中の放射性物質検査（放射性セシウム 134 及び 137）

水道水中の放射性物質検査の検査地点は 20 箇所の浄水場の検水栓です。

5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水道法上義務付けられている検査

水質基準項目検査は原水 39 項目(表 4)、浄水 51 項目(表 4)です。

検査頻度は原水 39 項目が年 1 回(表 4)です。浄水 51 項目の内 9 項目が年 8 回(表 4)で、51 項目が年 4 回(表 4)です。

毎日検査は 3 項目(表 7)です。

(2) 水質管理上実施する検査

水質管理目標設定項目検査の原水は 20 項目(表 5)、農薬類 115 項目(表 6)、浄水は 4 項目(表 5)です。検査頻度はそれぞれ年 1 回です。

(3) クリプトスポリジウム等原虫検査

クリプトスポリジウム指標菌検査は 2 項目(表 8)です。検査頻度は年 12 回です(表 8)。

クリプトスポリジウム等原虫検査は 2 項目(表 9)です。検査頻度は年 4 回(表 9)です。

(4) 水道水(浄水)中の放射性物質検査(放射性セシウム 134 及び 137)

水道水(浄水)中の放射性物質検査(放射性セシウム 134 及び 137)は 2 項目(表 10)です。検査頻度は年 4 回(表 10)です。

なお、上記の検査項目及び検査頻度は令和 7 年 4 月 1 日時点での基準です。今後、基準の改正が行われた場合、適宜変更いたします。

6 水質検査の方法

- (1) 水質基準項目等の検査は佐野市及び国土交通省・環境省に登録する水質検査機関に委託して行います。検査方法は国が定めた水道水の検査方法に従って行います。
なお、その他の項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。
- (2) 緊急時の水質検査についても水質検査機関への委託によって行います。
- (3) 水質基準項目等の検査の水質検査機関への委託範囲
 - ① 委託する検査項目、頻度
毎日検査を除く、本水質検査計画「5 水質検査項目及び検査頻度」に記載してある水質検査項目、検査頻度で行う水質検査について、水質検査機関へ委託します。
 - ② 試料の採取及び運搬方法
水質検査を委託する水質検査機関へ、試料の採取も合わせて委託しますので、受託した水質検査機関は、試料の採取後速やかに車両にて受託した水質検査機関の検査施設へ運搬します。
試料の採取及び運搬については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」に従って行います。
 - ③ 臨時の水質検査の取り扱い
本水質検査計画「7 臨時の水質検査」に該当する事例が発生した場合、本水道事業の指示により、定期に行う水質検査を受託した水質検査機関が臨時の水質検査を行います。
- (4) 委託した検査の実施状況の確認方法
水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び国土交通省・環境省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証の取得やこれに類する取組状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査及び試料のクロスチェック等、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査を実施し、委託した検査の実施状況の確認を行います。
- (5) 毎日検査については、個人の方へ委託して行います。
- (6) 水道水中の放射性物質検査については、佐野市及び国土交通省・環境省に登録し、ゲルマニウム半導体検出器を用いて検査することができる検査機関に委託して行います。検査方法は厚生労働省が取りまとめた「水道水等の放射能測定マニュアル」に従って行います。

7 臨時の水質検査

(1) 水質基準項目検査等

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

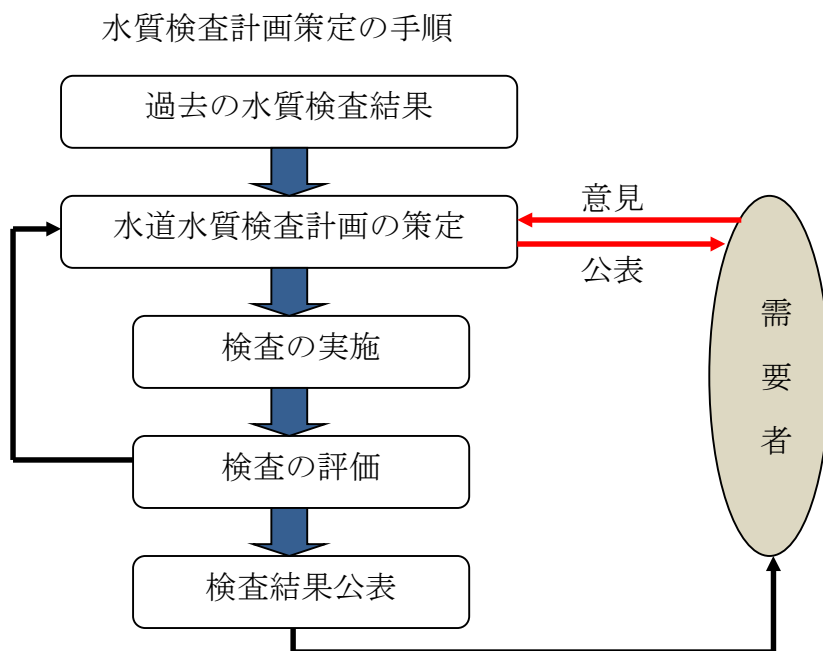
- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

(2) 水道水中の放射性物質検査

- ① 検査結果に異常が認められたとき
- ② 再度、大量の放射性物質漏洩事故があったとき

8 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画は毎年度作成し、インターネット等で公表します。その計画に基づき水質検査を行い、その結果は定期的に公表します。



9 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は、多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。水質検査の測定値の信頼性を確保するため、正確かつ精度の高い国土交通省及び環境省登録の検査機関に委託します。

(1) 水質検査の精度管理

委託する国土交通省及び環境省登録の検査機関では、水質検査項目について、年に一度以上及び検査担当者の変更があるごとに内部精度管理を実施しております。

(2) 信頼性保証

委託する国土交通省及び環境省登録の検査機関では、測定のばらつきをなくすため、分析機器ごとに測定手順書を整えて精度のよい測定を行い、水質検査の信頼性を確保しています。さらに、毎年、国及び県で行う精度管理の評価試験を受け、信頼性の保証に努めています。

(3) 水道水中の放射性物質検査

検出限界値を 1Bq/Kg を確保することを目標に検査を行います。

10 関係者との連携

水道水の安全性を確保していくため、河川管理者、他の水利権者、県や他市の水道事業関連部局との連携、情報交換を図り、水質の動向に注視しております。

表 1. 水質検査の採水地点〔原水・浄水〕

配水系統	原水			浄水	
	水質管理目標設定項目	水質基準項目、クリプトスポリジウム指標菌			
大橋浄水場系統	1	1	大橋 2 号井	1	犬伏地区公民館 給水栓
		2	大橋 3 号井		
		3	大橋 4 号井		
		4	上川原 1 号井(※1)		
		5	上川原 2 号井		
菊川浄水場系統	2	6	菊川 1 号井	2	七軒町公民館 給水栓
		7	菊川 2 号井		
		8	菊川 3 号井		
		9	菊川 4 号井		
		10	菊川 5 号井		
			上川原 1 号井(※1)		
		11	上川原 3 号井		
		12	小中 1 号井		
		13	小中 2 号井		
石塚浄水場系統	3	14	石塚 1 号井	3	旗川地区公民館 給水栓
		15	石塚 2 号井		
		16	石塚 3 号井		
		17	石塚 4 号井		
市の沢浄水場系統	4	18	小中 3 号井	4	赤見地区公民館 給水栓
		19	小中 4 号井		
上羽田浄水場系統	5	20	上羽田 1 号井	5	吾妻地区公民館給水栓

※1 水源となる井戸は同一のものですが、取水ポンプが別になっており、大橋浄水場と菊川浄水場に原水を供給しています。水質検査は 1 箇所として扱い、採水しています。

配水系統	原水			浄水	
	水質管理目標設定項目	水質基準項目、クリプトスポリジウム指標菌			
田沼浄水場系統	6	21	田沼北 1 号井	6	小見町 個人宅の給水栓
		22	田沼北 2 号井		
		23	田沼北 3 号井		
		24	田沼北 4 号井		
		25	田沼西水源井		
多田浄水場系統	7	26	多田 2 号井	7	南小見集会所 給水栓
		27	多田 3 号井		
		28	多田 4 号井		
		29	多田 5 号井		
戸奈良浄水場系統	8	30	戸奈良 2 号井	8	山形町 個人宅の給水栓
		31	戸奈良 3 号井		
		32	戸奈良 4 号井		
船越浄水場系統	9	33	船越水源井	9	戸室町 個人宅の給水栓
閑馬浄水場系統	10	34	閑馬 1 号井	10	ふれあい館梅の里 給水栓
		35	閑馬 2 号井		
下彦間浄水場系統	11	36	下彦間水源井	11	下彦間農村公園給水栓
飛駒浄水場系統	12	37	飛駒 2 号井	12	飛駒町 個人宅の給水栓
		38	飛駒 3 号井		
野上南浄水場系統	13	39	野上南水源井	13	御神楽農村公園給水栓
野上中浄水場系統	14	40	野上中水源井	14	白岩農村公園給水栓
野上北浄水場系統	15	41	野上北水源井	15	作原町 個人宅の給水栓
葛生浄水場系統	16	42	葛生 2 号井	16	中町 個人宅の給水栓
		43	葛生 3 号井		
鉢木浄水場系統	17	44	鉢木 1 号井	17	会沢町 個人宅の給水栓
		45	鉢木 2 号井		
常盤第 1 浄水場系統	18	46	常盤 1 号井	18	牧町 個人宅の給水栓
		47	常盤 4 号井		
常盤第 2 浄水場系統	19	48	常盤 2 号井	19	仙波町 個人宅の給水栓
		49	常盤 5 号井		
氷室浄水場系統	20	50	氷室 1 号井	20	柿平公民館給水栓
		51	氷室 2 号井		

表 2. 毎日検査の採水地点

配水系統	浄水（3項目）	
大橋浄水場系統	1	伊保内町 個人宅の給水栓
	2	鎧塚町 個人宅の給水栓
菊川浄水場系統	3	大祝町 個人宅の給水栓
石塚浄水場系統	4	小中町 個人宅の給水栓
	5	寺久保町 個人宅の給水栓
市の沢浄水場系統	6	赤見町 個人宅の給水栓
上羽田浄水場系統	7	上羽田町 個人宅の給水栓
田沼浄水場系統	8	吉水町 個人宅の給水栓
多田浄水場系統	9	新吉水町 個人宅の給水栓
	10	多田町 個人宅の給水栓
戸奈良浄水場系統	11	戸奈良町 個人宅の給水栓
船越浄水場系統	12	船越町 個人宅の給水栓
閑馬浄水場系統	13	梅園町 個人宅の給水栓
	14	閑馬町 個人宅の給水栓
下彦間浄水場系統	15	下彦間町 個人宅の給水栓
飛駒浄水場系統	16	飛駒町 個人宅の給水栓
野上南浄水場系統	17	長谷場町 個人宅の給水栓
野上中浄水場系統	18	白岩町 個人宅の給水栓
野上北浄水場系統	19	作原町 個人宅の給水栓
葛生浄水場系統	20	中町 個人宅の給水栓
鉢木浄水場系統	21	鉢木町 個人宅の給水栓
	22	会沢町 個人宅の給水栓
常盤第1浄水場系統	23	牧町 個人宅の給水栓
常盤第2浄水場系統	24	仙波町 個人宅の給水栓
氷室浄水場系統	25	柿平町 個人宅の給水栓

表 3. クリプトスポリジウム等原虫検査井戸

配水系統	井戸	
大橋浄水場系統	1	大橋 2 号井
	2	大橋 4 号井
	3	上川原 1 号井(※1)
	4	上川原 2 号井
菊川浄水場系統	5	小中 1 号井
	6	小中 2 号井
	7	菊川 1 号井
	8	菊川 2 号井
	9	菊川 3 号井
	上川原 1 号井(※1)	
石塚浄水場系統	10	石塚 1 号井
	11	石塚 2 号井
	12	石塚 3 号井
	13	石塚 4 号井
田沼浄水場系統	14	田沼北 1 号井
	15	田沼北 2 号井
	16	田沼西水源井
多田浄水場系統	17	多田 2 号井
	18	多田 3 号井
	19	多田 4 号井
	20	多田 5 号井
戸奈良浄水場系統	21	戸奈良 2 号井
	22	戸奈良 3 号井
船越浄水場系統	23	船越水源井
閑馬浄水場系統	24	閑馬 1 号井
飛駒浄水場系統	25	飛駒 3 号井
野上中浄水場系統	26	野上中水源井
野上北浄水場系統	27	野上北水源井
葛生浄水場系統	28	葛生 2 号井
常盤第 1 浄水場系統	29	常盤 1 号井
	30	常盤 4 号井
常盤第 2 浄水場系統	31	常盤 2 号井
氷室浄水場系統	32	氷室 1 号井
	33	氷室 2 号井

※ クリプトスポリジウム指標菌検査にて指標菌が検出された場合、検査井戸に追加します。

※ 1 水源となる井戸は同一のものです。取水ポンプが別となっており、大橋浄水場と菊川浄水場に原水を供給しています。水質検査は1箇所として扱い、採水しています。

表 4. 水質基準項目 法令に基づく水質検査表〔原水・浄水〕

区分		項目	基準値（mg/L）	検査頻度		検査頻度	
				No.	原水(回/年)	No.	浄水(回/年)
健康に関する項目							
病原生物の 代替指標	1	一般細菌	集落数 100 個/mL 以下 (浄水に限る)	1	1	1	12
	2	大腸菌	検出されないこと (浄水に限る)	2	1	2	12
重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	3	1	3	4
	4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	4	1	4	4
	5	セレン及びその化合物	0.01 以下	5	1	5	4
	6	鉛及びその化合物	0.01 以下	6	1	6	4
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	7	1	7	4
	8	六価クロム化合物	0.02 以下	8	1	8	4
無機物質	9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	9	1	9	4
	10	シアン化物イオン及び 塩化シアン	0.01 以下	10	1	10	4
	11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10 以下	11	1	11	4
	12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	12	1	12	4
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	13	1	13	4
有機物質	14	四塩化炭素	0.002 以下	14	1	14	4
	15	1,4 - ジオキサン	0.05 以下	15	1	15	4
	16	シス-1,2 - ジクロロエチ レン及びトランス-1,2-ジ クロロエチレン	0.04 以下	16	1	16	4
	17	ジクロロメタン	0.02 以下	17	1	17	4
	18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	18	1	18	4
	19	トリクロロエチレン	0.01 以下	19	1	19	4
	20	ベンゼン	0.01 以下	20	1	20	4
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6 以下	－	－	21	4
	22	クロロ酢酸	0.02 以下	－	－	22	4
	23	クロロホルム	0.06 以下	－	－	23	4
	24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	－	－	24	4

	25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	-	—	25	4
	26	臭素酸	0.01 以下	-	—	26	4
区分		項目	基準値 (mg/L)	検査頻度		検査頻度	
				No.	原水(回/年)	No.	浄水(回/年)
消毒副生成物	27	総トリハロメタン	0.1 以下	-	—	27	4
	28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	-	—	28	4
	29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	-	—	29	4
	30	ブロモホルム	0.09 以下	-	—	30	4
	31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	-	—	31	4
水道水が有すべき性状に関する項目							
色	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	21	1	32	4
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	22	1	33	4
	34	鉄及びその化合物	0.3 以下	23	1	34	4
	35	銅及びその化合物	1.0 以下	24	1	35	4
味	36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	25	1	36	4
色	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	26	1	37	4
味	38	塩化物イオン	200 以下	27	1	38	12
	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 以下	28	1	39	4
	40	蒸発残留物	500 以下	29	1	40	4
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	30	1	41	4
カビ臭	42	ジェオスミン	0.00001 以下	31	1	42	4
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	32	1	43	4
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	33	1	44	4
臭い	45	フェノール類	0.005 以下	34	1	45	4
味	46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	35	1	46	12
基礎的性状	47	pH 値	pH5.8~8.6	36	1	47	12
	48	味	異常でない	-	—	48	12
	49	臭気	異常でない	37	1	49	12
	50	色度	5 度以下	38	1	50	12
	51	濁度	2 度以下	39	1	51	12

※ 総トリハロメタンは、クロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムそれぞれの濃度の総和です。

表 5. 水質管理目標設定項目 水質検査表〔原水・浄水〕

	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度(原水)		検査頻度(浄水)	
			No.	(回/年)	No.	(回/年)
1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	1	1	－	－
2	ウラン及びその化合物	0.002 以下 (暫定)	2	1	－	－
3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	－	－	1	1
4	欠番		－	－	－	－
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	3	1	－	－
6	欠番		－	－	－	－
7	欠番		－	－	－	－
8	トルエン	0.4 以下	4	1	－	－
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 以下	5	1	－	－
10	亜塩素酸	0.6 以下	省略(※1)		省略(※1)	
11	欠番		－	－	－	－
12	二酸化塩素	0.6 以下	省略(※1)		省略(※1)	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下 (暫定)	－	－	2	1
14	抱水クロラール	0.02 以下 (暫定)	－	－	3	1
15	農薬類(表 6 に詳細を記載)	検出値/目標値の和が 1 以下	－	－	－	－
16	残留塩素	1 以下	－	－	4	1
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 以上 100 以下	6	1	－	－
18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	7	1	－	－
19	遊離炭酸	20 以下	8	1	－	－
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	9	1	－	－
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 以下	10	1	－	－
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	11	1	－	－
23	臭気強度 (TON)	3 以下	12	1	－	－
24	蒸発残留物	30 以上 200 以下	13	1	－	－
25	濁度	1 度以下	14	1	－	－
26	pH 値	pH7.5 程度	15	1	－	－
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし極力 0 に近づける	16	1	－	－
28	従属栄養細菌	集落数 2000 個/mL 以下 (暫定)	17	1	－	－
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	18	1	－	－
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	19	1	－	－
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオktan酸 (PFOA)	PFOS 及び PFOA の量の和として 0.00005 以下 (暫定)	20	1	－	－

※1：浄水する薬品に二酸化塩素を使用していないため検査を省略します。

表 6. 水質管理目標設定項目(農薬類 115 項目) 水質検査表〔原水〕

	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 原水(回/年)
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	1
2	2,2-DPA (ダラポン)	0.08	1
3	2,4-D (2,4-PA)	0.02	1
4	EPN	0.004	1
5	MCPA	0.005	1
6	アシュラム	0.9	1
7	アセフェート	0.006	1
8	アトラジン	0.01	1
9	アニロホス	0.003	1
10	アミトラズ	0.006	1
11	アラクロール	0.03	1
12	イソキサチオン	0.005	1
13	イソフェンホス	0.001	1
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01	1
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3	1
16	イプフェンカルバゾン	0.002	1
17	イプロベンホス (IBP)	0.09	1
18	イミノクタジン	0.006	1
19	インダノファン	0.009	1
20	エスプロカルブ	0.03	1
21	エトフェンブロックス	0.08	1
22	エンドスルファン (ベンゾエビン)	0.01	1
23	オキサジクロメホン	0.02	1
24	オキシ銅 (有機銅)	0.03	1
25	オリサストロビン	0.1	1
26	カズサホス	0.0006	1
27	カフェンストロール	0.008	1
28	カルタップ	0.08	1
29	カルバリル (NAC)	0.02	1
30	カルボフラン (カルボスルファン代謝物)	0.0003	1
31	キノクラミン (ACN)	0.005	1
32	キャプタン	0.3	1
33	クミルロン	0.03	1
34	グリホサート	2	1
35	グルホシネート	0.02	1

	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 原水(回/年)
36	クロメプロップ	0.02	1
37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001	1
38	クロルピリホス	0.003	1
39	クロロタロニル (TPN)	0.05	1
40	シアナジン	0.001	1
41	シアノホス (CYAP)	0.003	1
42	ジウロン (DCMU)	0.02	1
43	ジクロベニル (DBN)	0.03	1
44	ジクロロボス (DDVP)	0.008	1
45	ジクワット	0.01	1
46	ジスルホトン (エチルホトン)	0.004	1
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	1
48	ジチオピル	0.009	1
49	シハロホップブチル	0.006	1
50	シマジン (CAT)	0.003	1
51	ジメタメトリン	0.02	1
52	ジメトエート	0.05	1
53	シメトリン	0.03	1
54	ダイアジノン	0.003	1
55	ダイムロン	0.8	1
56	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	0.01	1
57	チアジニル	0.1	1
58	チウラム	0.02	1
59	チオジカルブ	0.08	1
60	チオファネートメチル	0.3	1
61	チオベンカルブ	0.02	1
62	テフリルトリオン	0.002	1
63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02	1
64	トリクロピル	0.006	1
65	トリクロルホン (DEP)	0.005	1
66	トリシクラズール	0.1	1
67	トリフルラリン	0.06	1
68	ナプロバミド	0.03	1
69	パラコート	0.01	1
70	ピペロホス	0.0009	1
71	ピラクロニル	0.01	1

	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 原水(回/年)
72	ピラゾキシフェン	0.004	1
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02	1
74	ピリダフェンチオン	0.002	1
75	ピリプチカルブ	0.02	1
76	ピロキロン	0.05	1
77	フィプロニル	0.0005	1
78	フェニトロチオン (MEP)	0.01	1
79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03	1
80	フェリムゾン	0.05	1
81	フェンチオン (MPP)	0.006	1
82	フェントエート (PAP)	0.007	1
83	フェントラザミド	0.01	1
84	フサライド	0.1	1
85	ブタクロール	0.03	1
86	ブタミホス	0.02	1
87	ブプロフェジン	0.02	1
88	フルアジナム	0.03	1
89	プレチラクロール	0.05	1
90	プロシミドン	0.09	1
91	プロチオホス	0.007	1
92	プロピコナゾール	0.05	1
93	プロピザミド	0.05	1
94	プロベナゾール	0.03	1
95	ブロモブチド	0.1	1
96	ベノミル	0.02	1
97	ペンシクロン	0.1	1
98	ベンゾビスクロン	0.09	1
99	ベンゾフェナップ	0.005	1
100	ベンタゾン	0.2	1
101	ペンディメタリン	0.3	1
102	ベンフラカルブ	0.02	1
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01	1
104	ベンフレセート	0.07	1
105	ホスチアゼート	0.005	1
106	マラチオン (マラソン)	0.7	1
107	メコプロップ (MCP)	0.05	1

	項目	目標値 (mg/L)	検査頻度 原水(回/年)
108	メソミル	0.03	1
109	メタラキシル	0.2	1
110	メチダチオン (DMTP)	0.004	1
111	メトミノストロビン	0.04	1
112	メトリブジン	0.03	1
113	メフェナセツト	0.02	1
114	メプロニル	0.1	1
115	モリネート	0.005	1

※農薬類の検査項目については、国及び県の指導に基づき行います。

表 7. 毎日検査 水質検査表〔浄水〕

	項目	評価	検査頻度 浄水(回/日)
1	色	異常なし	1
2	濁り	異常なし	1
3	遊離残留塩素	0.1mg/L 以上	1

クリプトスポリジウム検査

表 8. クリプトスポリジウム指標菌検査表〔原水〕

	項目	目標値	検査頻度 原水(回/年)
1	大腸菌	未検出	12
2	嫌気性芽胞菌	未検出	12

表 9. クリプトスポリジウム等原虫検査表〔原水〕

	項目	目標値	検査頻度 原水(回/年)
1	クリプトスポリジウム	未検出	4
2	ジアルジア	未検出	4

表 10. 水道水中の放射性物質検査表〔浄水〕

	項目	基準値	検査頻度 浄水(回/年)
1	放射性セシウム 134	合計 10Bq/kg 以下	4
2	放射性セシウム 137		4

表 11 令和 7 年度 水質検査予定箇所表

項目 月	浄水			原水				
	水質基準項目		水質管理目標 設定項目 (4 項目)	水質基準項目 (39 項目)	水質管理目標 設定項目 (20 項目)	水質管理目標 設定項目 (農薬 115 項目)	クリプトスポリジウム	クリプトスポリジウム
	(9 項目)	(51 項目)					指標菌 (2 項目)	等原虫 (2 項目)
4	20						51	
5		20					51	33
6	20						51	
7	20		20		20	20	51	
8		20		51			51	33
9	20						51	
1 0	20						51	
1 1		20					51	33
1 2	20						51	
1	20						51	
2		20					51	33
3	20						51	